



Title	横井小楠と橋本左内の学校思想について
Author(s)	田海, 秀穂
Citation	研究論集, 19, 21 (右)-35 (右)
Issue Date	2019-12-20
DOI	10.14943/rjgshhs.19.r21
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/79797
Type	bulletin (article)
File Information	18_rjgshhs_19_p021-036_r.pdf



[Instructions for use](#)

横井小楠と橋本左内の學校論の比較

田海秀穂

要旨

横井小楠と橋本左内は、時期は異なるが、越前福井藩の藩校明道館の改革に關わった點においては共通の經歷を有している。しかし、共に開國主義を唱えた開明的な思想家でありながら、その開明性の意味するところは、それぞれ大きく異なっている。左内は、蘭方醫・洋學者として西洋の先進的な知識と技術を身に着け、小楠と同じ實學精神を掲げて明道館の刷新に取り組んだが、その教育方針の根幹は、外見的には開明主義のかたちを取りながら、實質は封建的道德觀に基づくものであった。一方、小楠は、實學を重視する儒教的經世論から出發し、自由な討論による講習・講學を重視し、早くから東洋と西洋に通じる普遍的な價値の存在を認めていた。この點において、左内と小楠の學校論における基本的な視點の相違を認めることができる。

はじめに

治に關與した點で共通する經歷を有している。

横井小楠（一八〇九—一八六九）と橋本左内（一八三四—一八五

本稿では、福井藩校明道館の學校改革をめぐる小楠と左内の學校論を比較し、兩者の見解の異同について考察を加えたい。

九）は、幕末の日本において、共に開國の必要性を論じ、また小楠が儒學、左内は洋學と學問的基盤は異なるが、西洋文明に對して深い理解を示した開明的な思想家である。

小楠と左内の學校論について、山口宗之は、兩者の思想的共通性に着目して、次のように述べている。

また二人は、徳川將軍家の御家門である越前福井藩の藩主松平慶永（一八二八—一八九〇。號は春嶽）を助けて、藩政改革と幕政政

左内が安政三年七月から翌年八月に至る間、藩校明道館にあつて學制改革・藩政刷新を行うに當り、その指導理念を政教一致・實學精神に見出したことは「學制に關する意見劄子」その他の

文献が示すところである。また學問は己のためにするものであり、經濟有用を志すのが聖賢の道であるとし、觀念と實用、物心兩面における二元論的見解を示したが、これは小楠の著した「學校問答書」にそのままつながる主張であった⁽¹⁾。

つまり、明道館の教育方針が小楠の「學校問答書」などの提言によって定まり、左内も小楠も學制改革による藩政刷新を目指して、明道館の刷新に努めたとする見解である。

他方、高木不二は、小楠と左内との學校論に違いを認めて、次のように指摘している。

左内にとつて學校とは、小楠の説くような身分の枠を越えて共に學ぶ「朋友講學」の場合ではなく、文字どおり上からの「教化」の場として認識されていたのである。その目的も、「風儀」の自律的矯正ではなく、「實才」の成就、すなわち役にたつ人材の育成であった⁽²⁾。

高木に據れば、左内の改革路線は、小楠が「學校問答書」の中で強く否定した人材の政治利用に通じる危険な道であったとしている。

以上のような見解をふまえ、本稿では、福井藩校明道館の學から改革までの過程に見える小楠と左内の學校論の相違について、その學問觀にも觸れながら、改めて比較考察を加えたい。

本稿における橋本左内と横井小楠の文章は、特に明記していない場合、左の版本を用いる

『橋本景嶽全集』一、二、三（續日本史籍協會叢書、東大出版會、

一九七七年。以下、『景嶽全集』と略稱）

『横井小楠下巻遺稿篇』（續日本史籍協會叢書『横井小楠關係史料』一、二所収、東大出版會、一九七七年覆刻版。以下、『遺稿篇』と略稱）

なお、本稿における原文の引用に際しては、片かなや變體がなの表記を平がな表記に改め、適宜句讀をきり濁點を付した。また底本が漢文であるものは、讀み下し文の後に原漢文を括弧に入れて並載することとした。

一 橋本左内の學校論

はじめに福井藩校明道館の改革に至る経緯について觸れておきたい。

宇野哲人他著『藩學史談』（一九四三年）に據れば、福井藩では、藩主松平春嶽の主導により、安政二年（一八五五）六月、文武不岐・忠孝鼓吹を教育理念に掲げて藩校明道館が建學された。しかし、春嶽の期待に反して、明道館は見るべき成果を上げることなく、教官と學生が議論に明け暮れる有様であった。春嶽が最も期待を寄せていた實踐的な學問の振興と人材養成を擔う藩校の姿とはかけ離れた状態にあったのである。

このような事態を受けて安政三年（一八五六）四月、江戸で御書院番として學校取調べに従事していた橋本左内に明道館刷新の任務が課せられ、福井へ歸國の命が下った。

歸國後の左内は、明道館學監同様として、精力的に明道館の改革に取り組み、水戸藩の藤田東湖（二八〇六一—一八五五）が撰した「弘道館記」を手本に、政教一致・文武不岐を掲げた「明道館之記」を起草し、洋書習字所・數學科・惣武藝稽古所を設置するなど、明道館を實學・洋學重視の教育内容に轉換させた。

しかし、安政四年（一八五七）八月、左内は再び江戸に呼び戻され、春嶽を補佐して一橋慶喜（一八三七—一九一三）を擁する將軍繼嗣運動に奔走することとなった。やがて大老井伊直弼（一八一五—一八六〇）の強權により春嶽らの一橋派は敗北を喫し、安政の大獄が始まる。安政五年（一八五八）七月、春嶽は隠居・謹慎を命ぜられ、十月には左内も捕縛されて、安政六年（一八五九）十月七日、江戸傳馬町牢屋敷で斬首された。

さて、左内は、彼が起草した「明道館之記」の政教一致と文武不岐の具現化を目指して、つぎつぎと改革をおしすすめていったが、ここでは、明道館の改革に臨んで左内が掲げた方針や見解を検討し、そこから彼の學校論の特色を考察したい。

（一）政教一致について

左内が起草した「明道館之記」は、水戸藩の「弘道館記」を模範としている。そこには藩校改革の基本方針として、文武不岐に並べて政教一致が掲げられている。「文武相資、政教一致」と見えるのがそれである。ここでは、左内の學問に対する姿勢を確認し、次に左内が掲げた政教一致がもつ思想的特色を検討したい。

まず、左内の経歴について、資料に據って述べておきたい。

左内は、福井藩の奥外科醫をつとめる橋本長綱（二十五石五人扶持）の長男に生まれた。八歳で藩儒高野真斎（一七八七—一八五九）について漢学を学び、嘉永元年（一八四八）、崎門學系の藩儒吉田東篁（一八〇八—一八七五）に入門する。東篁は、左内について「幼くして穎悟、其の居止殆ど成人の若くして、書を好みて倦まず。最も其の業に勤め、旁ら詩文を能くす。（幼而穎悟、其居止殆若成人、而好書不倦。最勤其業、旁能詩文。）」（『景嶽全集』一、十三頁）とその才能と勤勉を絶賛している。

翌年、左内は、蘭方医学を學ぶため大阪にのぼり、緒方洪庵（一八一〇—一八六三）の適塾に入門する。さらに安政元年（一八五四）二一歳のとき、江戸に遊學し、蘭學を坪井信良（一八二五—一九〇四）・杉田成卿（二八一七—一八五九）に、漢學を鹽谷宕陰（一八〇九—一八六七）に學んだ。

さて、福井藩では、藩主春嶽自ら「山崎派は頑固にて（中略）専ら『大學』『論語』『孟子』『小學』『近思錄』等のみにして、外の本は講義もなさず」と評してするように、山崎闇斎の系統を引く崎門學派の影響が根強く、とかく実践的な學問を輕視する傾向が強かったとされる。

まず、福井藩の学者や藩の學風に対する左内の見解を見ておこう。左内が十五歳のときに認めた「啓發録」には「忠義孝行の事を見ては直ちに其の人の忠義孝行の爲す所を慕ひ倣ひ、吾も急度其の人の忠義孝行に負けず劣らず勉め行き候ふ事、學の第一義なり。然る

を後世に至り字義を誤り、詩文や讀書を學と心得候ふは笑かしき事どもなり」(『景嶽全集』一、七頁)とあり、少年期の左内が、忠義孝行を學問の第一義とし、詩文・讀書を専らとする學問には否定的な思考を有していたことがわかる。

蘭學生であった嘉永四、五年頃(一八五二—一八五三)十八、十九歳頃になると、古への儒者と對比して後生の儒者の弊風を次のように述べている。

古への儒は、經世安民を以て道と爲す。而るに後生の儒は、利を規り私を營むを以て務めと爲す。是れ故、古へは儒を公卿の間に列ぬ。而る後、世は則ち諸を乞巧きつかくの中に伍す。儒道の衰へ此に至りて極まれり。故に今日に及んで、人々讀を授け字を賣るを以て僅かに儒業と爲す。(古之儒、以經世安民爲道。而後生之儒、以規利營私爲務。是故古列儒於公卿之間。而後世則伍諸乞巧之中。儒道之衰至此極矣。故及今日、人々以授讀賣字僅爲儒業。)(四)

左内は、古への学者は、世を治め民を安泰にすることを學問の道とした、故に学者も公卿の席に加わって政治に参与しうる立場に就けたが、当今の学者にはその志は皆無であり、世間からは、ただ讀書を教え詩や文章を売るだけが学者の仕事と見られているとする。ここから左内は、古への学者を理想として、「儒を公卿の間に列ぬ」ような地位に就くことが学者としての本来のあり方であると認識していたものと考えられる。

また、左内は、明道館改革の任務を帯びて江戸から福井へ赴く直

前に、福井にいた醫師の笠原良策(一八〇九—一八八〇)と大岩主一(一八一〇—一八六二)に宛てた書翰の中で、「實功有益に志し候ふ時は、古人の所謂『己の爲にするの學』と相成り申すべく(中略)古聖賢の士・豪傑の士は皆な『己の爲にするの學』よりして經濟有用を致され候ふなり」(『景嶽全集』一、一〇二頁)と述べ、世の中に現実的効果と經濟的有用性をもたらす學問こそが、古人が理想とした「己の爲にするの學」にほかならないと主張している。

さらに左内は、側用人中根雪江(一八〇七—一八七七)に宛てた書翰の中で、明道館の現状を「學校は政事の根本、教化の原由に御座候處、徒に虚名に相成り居り、勇決の御處置これ無く、實才御成就の御見積め御立ち成されず、徒に紛々の議論に日を送られ候事」(『景嶽全集』一、一一〇頁)と述べている。つまり學校こそが政事の根本であり、人々を教え導く大本であるにもかかわらず、今や明道館は有名無実の存在になったことに断固たる処置も見通しもなく無為に日々を送る明道館の重役や教官たちを厳しく糾弾している。

このように左内から見て、旧例に拘泥するあまり一歩も前に進もうとしない明道館の教官たちの態度は到底認容できるものではなかった。左内は、かれらを「いたづらに古人の糟粕をなめ、文字上にて恍惚に、いささか相覺え候ふ口眞似にて、即ち鸚鵡藝とも申すべきもの」(『學制に關する意見劄子』、『景嶽全集』一、二五八頁)と、先人のまねだけで、なんらの獨創性もなく、文字面だけで満足する、口まねを覚えた鸚鵡のようなものであると酷評している。

その一方、「聖人の道と申すも、畢竟人倫日用の外にはこれなく候

へば、物外の道にてはなし、(中略)道はかへつて技よりして進み入り候」(同上、二六〇頁)と述べている。ここに西洋の學問を學んだ左内の實學精神の一端をうかがうことができる。

左内は、明道館改革を「政教一致・文武不岐と申す御標準にて、後々は士大夫仁讓節烈の風に興り、庶民時雍の化に移り候やう、(中略)明道館中より御成就、基の趾を開き候やうにとの御趣意に御座候」(同上、二五四頁)と意義づけている。つまり、明道館の建学目標は、政治と教育の一致、文武の不離一体であり、藩士には驕ることのない節度ある態度と庶民には和らぎをもたらすことにあつたとしている。

さらに、左内は、目標の達成は「中々尋常容易の御趣向にては御座無く(中略)まづ宏遠明確の御定案相定まり居り候て、一切模稜安排の御仕向け等、御脱卻御座候はでは、とても御満願の期これ有るまじく」(同上)と述べている。目標の達成は尋常のことでは実現できないとし、まづ長期的かつ明確な方針を定めた後は、物事を曖昧にし適當に加減するやり方からは脱却すべきであると述べ、もし「其の政令法度に戻り候ふ者は刑罰を以て御懲らし成されたく候」(『爲政大要』、『景嶽全集』一、三四七頁)とまで主張している。そのうえで、「右の御趣意に相極り候ふ上は、人材を得るの道を開き候ふ事、肝要に愚考奉り候」(前掲「學制に關する意見劄子」と述べ、藩の方針が定まった後は、人材を得る道筋を開くことが肝要であると強調している。

以上から、左内の改革方針は、藩主春嶽の權威と藩權力を基盤と

したものであり、そこには明道館の教官・學生の自主性・自律性に対する配慮は、ほとんど見ることができない。左内が模範とした水戸藩の「弘道館記」では、「學問事業は、其の效を殊にせず。(學問事業、不殊其效。)」とあるが、實學精神を鼓吹する一方で、實は學校教育が国家事業の一貫として、政治体制の中に組み込まれていたと見ることが出来る。左内が掲げた政教一致の命題も同様に解すべきであると考えられる。

(二) 文武不岐について

次に、文武不岐について、安政四年(一八五七)に明道館内に設置された惣武藝稽古所を採り上げ、その運営に關して橋本左内が実施した政策内容を吟味し、文武不岐の思想的意義について検討したい。

さて、惣武藝稽古所の設置に先立って、安政三年(一八五六)十一月から新たな政策が実行された。すなわち禄高三百石以上の十五歳から四十歳までの当主及び子弟は、一月のうち十日間、明道館に詰めて学ぶこととされた。その理由として「席柄並びに知行高の面々は往々重き御役儀をも相勤め候ふ事勿論に付き、猶更勉強致し候ふやう仰せ出され候ふ間、御趣意厚く相心得、専ら修行致すべく候(中略)詰め刻限は朝四時より夕七時迄の事」⁵⁾とある。右の政策には、身分の高い家臣に文武修行を強制し、かれらの能力と自覚の向上を図ろうとする意圖がうかがえる。

そして、安政四年(一八五七)四月二十二日、いよいよ明道館内

に惣武藝稽古所の設置が発表された。これにより剣術・槍術・柔術・砲術の諸術を総合した道場が明道館の中に建てられることとなった。同日付けで藩から明道館の各掛へ通知された達しには、次のように述べられている。

畢竟文武一途の御趣意にて別して皇朝の御国躰、武道を御時務と成され候は、近來外患未曾有の折柄、武道廢弛致し候ふては、彌以て大切の事に付き、文武共専ら実用に基づき、偏文偏武に相成らざるやうの御趣意柄を以て、以來入学の輩え教導致し候ふやう仰せ出だされ候^五。

この達しは、まず惣武藝稽古所の目的に文武一途の理念を掲げ、とくに皇室を中心におく日本の國柄から、武道の振興は、現在なすべき重要課題であり、近來外国の脅威が迫るなかで、武道が荒廢することは、いよいよ大問題であるから、武道の指導者は時代に適應した實學精神に基づき生徒を教導せよと説いている。

惣武藝稽古所は、安政四年（一八五七）九月五日に開館の運びとなり、同十五日より稽古が開始されることとなった。それに先立ち、各藩士に対して稽古所での課業方法について、次のような通知がなされた。

今度、惣武藝稽古所、御取り建て成され、明道館え御附属に相成り候。文武の道は、士の本業にして専ら心懸けるべきは、勿論に付き、以來御家中十五歳以上の面々、別紙日割の通り館内え相詰め、文武忠孝一致に振起致し候ふやう仰せ出され候^七。

これによると、十五歳以上の者については、石高に応じて所定の

日割に従い明道館に詰めることが義務付けられた。たとえば三百石以上の当主・子弟は「一ヶ月半日づづ二十五日詰め。但し学文十日、武藝十五日」とされ、百五十石以下の当主・子弟は「一ヶ月半日十五日詰め」とされている^八。

また、惣武藝稽古所では、西洋式の銃器を用いた集団訓練が重要視されたため、藩士には撃発銃の所持を推奨し、撃発銃一挺につき代銀九百匁とし、代価は石高に応じた年賦で上納するように定めている^九。

一方で、惣武藝稽古所が完成する前の安政四年（一八五七）五月三日付けで、武藝各流派の師役らに対して、次のような通知がなされている。

自宅稽古所の儀、明道館武藝所出来、御引き渡しの上は、勝手次第取り払ひ申すべし。尤も稽古所に付き拝借銀これ有る面々は皆な上納仰せつけられ候^十。

これを見ると、それまで自宅道場において、藩士らに武藝の稽古を施してきた各流派の師役たちが、明道館に惣武藝稽古所が設置されたことで従来の役割を失い、武藝修行が全面的に明道館に統合されていったことがうかがえる。

前項で左内が藩校改革に臨んだ姿勢について、藩主の權威と藩権力を基盤としたものであり、そこには明道館の教官・學生の自主性・自律性に対する配慮は、ほとんど見ることができないと述べたが、この惣武藝稽古所の運営についても同じ指摘があてはまるのではないかと考えられる。

もともと春嶽は、福井藩の兵備・軍制の改革には並々ならぬ関心を抱いていた。とくに嘉永期に入ると軍備の洋式化に力を入れ、大砲・小銃の製造、砲台の築造、洋式船の建造、洋式兵制の導入などに取り組んでいる。左内が主導した惣武藝稽古所の設置は、右の路線をさらに継承発展させたものといえよう。また、明道館が掲げる文武不岐又は文武一途などの標語は、武士の心構えを説くための用語ではなく、個人を越えた一藩若しくは一國における政治・軍事のあり方を指す體制上の概念として理解すべきである。

安政二年（一八五五）十二月、藩主春嶽は、薩摩藩の島津齊彬（一八〇九—一八五八）に送った書翰の中で、次のように述べている。

一昨夏（嘉永六年、一八五三）、亞船突然渡來の節は衆人恐怖、大方ならず戰爭の用意に及び候ふ事に候ふところ、昨春（嘉永七年、一八五四）再渡後は、敢へて驚愕に及ばざる勢に候へば、若し廟堂の御趣意、富國を先にし、必戰を後にするの御意味に相成り候ふては、自然世俗の情、愈戰爭はこれ無き事に相心得、舊に依り因循怠惰に陥り申すべく、左候ふては富に隨ひ倫安の念は増長致し器械も備はりがたく（中略）彼れ愈不備を窺ひ不道の爭端を開き又は海賊侵掠等の變も計り難く、假令平穩に候ふとも馴致の弊より邪教臭風推し移り候ふ様の儀も之有るべき

歟。千二。

春嶽は、右の書翰において、ペリー再來航以後の幕府には外夷に對する緊張感が緩みが生じていることを憂い、富國よりも外夷に對する戰時體制を強化する必要性があると説いている。それは春嶽が

必戰體制の繼續こそ内憂外患のもとでの國家的危機の克服と幕藩制の基盤強化に役立つと認識していたからであろう。文武不岐の標語の下で、左内が實行した諸政策には、このような春嶽の強い意志が反映していたに違いない。

（三）佐内の洋學觀について

安政四年四月、左内によって明道館内に初めて洋書習學所が開設された。福井藩では、安政三年（一八五六）正月、従來の漢方醫學に加えて西洋醫學をはじめて導入し、醫療上漢方・蘭方の區別なく醫療に従事するよう指導し、安政四年（一八五七）二月に醫員の子弟は、八歳で明道館へ入學し、十三歳からは濟世館で醫學研究を修行することが義務づけられた^{〔三三〕}。いま新たに洋書習學所が開設され、醫學以外の兵學や自然科学の分野においても先進的な洋學が導入されることとなった。

ここでは、橋本左内が起案した明道館改革に關連する布令原案の中から、洋學科に關する記述を採り上げ、左内が洋學研究の目的や教授方法の在り方について、どのような思考・態度を持っていたのかを検討し、洋學受容における左内の思想的特色を考察したい。洋書習學所設立の目的について、左内は、次のように説いている。

近世西洋大に學術伎藝を研究、殊に數十年戰爭止ざりしにより、兵科を始め器械を製し物産を開き候ふ事及び度學・算術等に至るまで、頗る實驗を盡し且つ其の精巧を極め、間々皇國と雖も未だ及ばざる所を發明仕り候ふ故、彼の長伎を取りて吾が皇國

の利器を御補足成され、皇國をして益々諸邦に勝れ候ふやうに成されたき御趣意と存じ奉り候（「学問所事件に付き先生の布令原案」、『景嶽全集』一、二四四頁）。

右を要約すれば、左内は、西洋諸國において優れた學術・技術の發明が行われた背景には、數十年にわたる戦亂の経験があったとする。換言すれば、西洋の學術・技藝が戦争によって進歩を遂げたとの認識である。そして日本を「天皇が統治する國」を意味する「皇國」と稱し、西洋の優秀な發明を攝取し、ゆくゆくは「皇國」をして諸國に勝れた國にしたいとするのが藩主春嶽の目的であると述べている。

左内は、西洋諸國の船が頻りに日本の近海にあらわれ、我國への侵入をうかがう態度を見せているが、尊皇攘夷の實行のためには、まず西洋の優れた學藝・技術を知ることが急務の課題であるとして、戒めるべき態度として、「叨りに新奇使用を喜び、外國を誇稱して、皇國を卑視致し候ふやうの所行のこれ無きやう、心得へ仕られたく存じ奉り候ふ事」（同上、二四五頁）と述べ、ただ目新しさや便利さを喜び、殊更外國のものを有り難がり、日本を卑下するがごとき態度は禁物であると述べている。

左内は、洋書習學所で學ぶ學生には、まず西洋の言語・文字に習熟させることは勿論であるが、さらに各學生の適正に應じ、究理科・分析科・兵學科・機械科・開物科・曆算科・測量科・天文科・地學科等の専攻分野に分けて、より専門的に學ばせるべきであるとし、

同時に、洋學生がみだりに西洋を崇拜し、皇國を卑視する弊害に陥ることを防ぐために、次のような方策を講じている。

洋學科のみ孤り行ひ致され候ふと、末に至り自然一偏に陥り候ふ弊も生ずべくと存じ奉り候ふ間、行々は教授より篤と人選致し、學一經に通じ候ふ者に洋學一科づつ相學ばせ候ふやう仕りたく候。喩へば『春秋内外傳』に長じ候ふ者に兵科、『周禮』に長じ候ふ者に製機科・開物科、『易』に長じ候ふ者に究理科と申すやうに致し候はば、御趣意の如く正しき學風に相成り申す可く候。（同上）

これは明道館の中で洋書習學所が他に獨立すると、のちの弊害が生じる可能性があるため、學生の専攻を決める場合も、洋學のみの習熟度で決めるのではなく、明道館の教授が「學一經」に通じた者を選抜することとしたものである。

また、左内は、洋學生の定員を三十名と定め、「萬一定員外にて蘭學致したき旨申し出候ふ族の有り候ふ節は、明道館に於て篤と其の人物相糺し候ふ上、許否申上げべく候」（同上）として、學生の選抜に際しては、厳しくその人物を判定するとしている。

さらに、洋學生が原書を研究する場合は、あらかじめ明道館へ申し立て、その許可を得てから學ぶように定め、學生がひそかに原書を詠むことを禁止している。これは左内によれば、「兎角人情妄りに流行を逐ひ、或ひは新奇を好み候ふ處より、着實の法度・風儀を害ひ候ふやうの事これ有り候ふては、相濟まざる儀に付き、學風に御念を入れられる事に候ふ」（同上、二四七頁）としている。

これを見ると、左内は洋學を採り入れる必要性は認めながら、同時に洋學の受容が封建的な秩序や風俗を亂す危険性に絶えず注意を拂っていたことがわかる。

江戸時代における洋學及び洋書の對する爲政者の姿勢を見ると、寛政期の老中松平定信（一七五九—一八二九）は、西洋の書籍について、「蠻國は理にくはし。天文地理又は兵器、あるは内外科の治療、ことに益も少なからず。（中略）心なきもの手に多く渡り侍らぬやうにはすべきなり」^{〔三〕}とし、幕末の水戸藩主徳川齊昭も、攘夷主義の立場から、近年和蘭の書籍が流行しているが、これを自由に放置すれば、必ず邪宗門のなかだちとなるので、蘭書は三家三卿始め大小名から下々に至るまで残らず幕府へ差し出させたいと、天文醫學等の有益なものだけを選び翻譯させて、あとは「一切御燒捨てに相成り、蘭學の義、向後長崎通詞の外は天文醫學たり共、邪宗門同様御禁じに相成り、是迄學び候ふ者は缺減に相成り候はば、四五十年の内には蘭學の根を絶ち候ふやう相成る可く候」^{〔四〕}と主張している。定信や齋昭は、封建専制を維持し強化する立場から西洋知識を獨占的に利用する方針を取っていたのである^{〔五〕}。

さらに左内は、西洋と日本との違いについて、春嶽側近の一人村田氏壽（一八二一—一八九九）に宛てた書翰の中で、我國の伝統的な價值觀の優位性を次のように論じている。

世界萬國と有無相通じ、吾が君臣相敬相愛の風、國體尊嚴至重の徳、及び士習勇敢英勵の習を彼等へも洞知せしめ、仁義の道、忠孝の教は吾れより開き、器技の工、藝術の精は、彼より候ふ

やう仕掛け候はば、彼等も卻つて吾に服膺致すべき場合に運ぶべしとも察せられ候（『景嶽全集』一、一五四頁）。

以上から、左内の洋學に對する姿勢には、定信や齋昭のそれと基本的な共通性が見られる。むしろ彼の洋學に對する豊富な知識は、封建體制を維持するための有効な技術であると考えていたように思われる。

二 横井小楠の學校思想

横井小楠の學校論について、橋本左内が明道館の改革に臨んで掲げた方針や見解と比較しつつ、小楠の學校論の特色を考察したい。

（一）學政一致について

まず、福井藩と小楠との關わりについて述べておく。

年譜に據れば、横井小楠は、明道館が建學される以前、福井藩の求めに應じて、「學校問答書」（嘉永五年、一八五二）と「文武一途の説」（嘉永六年、一八五三）を著し、學政一致・文武一途を基本とする藩校の教育理念を提言していた。やがて小楠は、安政五年（一八五八）二月、福井藩に政治顧問として招聘されることが決まり、以後春嶽を助けて藩政改革と幕政改革の両面に關與し始める。萬延元年（一八六〇）には、福井藩政の根本精神を「國是三論」にまとめ、文久二年（一八六二）には、幕政改革の指針として「國是七條」を著わしている。

小楠は、かつて熊本藩校時習館の刷新と藩政改革を試み挫折した體驗を有している。彼は學としては、朱子學を標榜したが、ただ朱子の注釋書を読み、觀念的かつ抽象的に理を學ぶことを以て學問と考える學者を「朱子の奴隸にして、學の眞意を知らず。(中略)後世の學者日用の上に覺えなくして唯だ書に就て理會す」(『学而之章』『遺稿篇』、九三二頁)と批判している。また門弟の一人長野藩平(一八二二—一八九七)に與えた送別の序の中でも、當今の學者に見える學の弊害について、次のように述べている。

方今、學の弊や久し。師の教ふる所以、弟子の學ぶ所以は、記誦文詞の事に非ざるは無し。本を忘れ末を追ひ、利を懷ひ義を去り、謂ふ所の「己の爲にするの學」に至りては、則ち蓋し未だ聞くこと有らざるなり。(方今、學之弊也久矣。師之所以教、弟子之所以學、無非記誦文詞之事。忘本追末、懷利去義、至於所謂「爲己之學」、則蓋未有聞也。)(『送長野立大序』『遺稿篇』、七一四頁)

また、福井藩に學制の在り方を提言した「學校問答書」では、各藩の學校の現状に觸れて「當今天下列藩、何方も學校のこれ無き所はこれ無く候。然るに章句文字をもてはやし候ふ迄の學校にて、是又一向人才の出で候ふ勢ひこれ無く候」(『遺稿篇』、一一二頁)と述べている。

これは、橋本佐内が明道館の學風を机上の學問、實用に適しないものとして「口眞似にて、即ち鸚鵡藝とも申すべきもの」と酷評した見解と共通するものがあると考えられる。

小楠は、實踐躬行と經世濟民を旨とする實學を標榜した。時習館時代、小楠の後輩で、實學黨の同志でもあつた元田永孚は、小楠の學意を「治國安民の道、利用厚生の本を敦くして、(中略)日用常行・孝弟忠信より力行して直ちに三代の治道を行ふ」(千七)と述べている。世を治め民を安泰にすることを學問の道ととらえる見解は、左内が「道はかへつて技よりして進み入り候」と述べて、實學精神を尊重したのと同じである。

福井藩主松平春嶽は、小楠を藩學の顧問に招きたいと考え、了解を熊本藩に求めたが、熊本藩では當初これを拒絶した。安政四年(一八五七)十一月十七日、熊本藩江戸家老溝口藏人が、福井藩邸の側用人中根雪江を訪ねて、熊本藩主細川齊護(一八〇四—一八六〇)から春嶽に宛てた斷りの書翰を手渡した際に、小楠の學風を次のように非難したという。

熊本藩には寶歴年間時習館と申す學問所、御取り建てに相成り、御家中の面々日々出席致し、其の砌よりの學意變化申さずやう、御代々様御世話これ有り、當時迄相貫き居り候ふ事にて、和漢の古聖賢且つ治亂興亡等經史に因り講習致すの儀は勿論の事に候ふ處、平四郎儀は別に一見を立て候哉、門人時習館にも出席いたし申さず(中略)兎角何事も當今の有様に引き付け、恐れ乍ら將軍家はかやう、列侯列藩の内、何方何方にはかやう、自國の政事人物かやうさやうと申す形にて相倡へ候(千七)。

溝口が小楠の學風に加えた非難の第一は、小楠が熊本藩校時習館の學意に反するような異説を唱えていること、第二は、小楠塾では

時勢に関する事柄を盛んに採り上げ、その際、幕府や各藩の政治向きや人物評価を議論していることである。

溝口の非難の背景には、時事問題を論じてはいけないという幕府の方針があり、熊本藩ではそれに従ったという事情があったと推測できる。幕府の方針には、たとえば老中松平定信は「婆心録」に「君子は國を患ふる心あるべし、國を患ふる語あるべからず」^{〔五〕}と唱えた。また、寛政四年（一七九二）に制定された昌平坂學問所の「學規五則」の第二には「國政を議すること勿れ。（勿議國政。）」とある。このような時代背景により熊本藩では小楠の政治的言動が危険視されたものと考えられる。

小楠が行った講習討論には、經書學習の傳統的な手法である會讀を政治的な討論の場にする傾向が顕著であった。小楠は、福井藩に與えた「學校問答書」の中で、學政一致を學校の理念とする根據について、次のように述べている。

抑々此の學校と申すは、（中略）上は君公を始として大夫士の子弟に至る迄暇まあれば打まじわりて學を講じ、（中略）朝廷の講學と元より二途にてこれ無く候。唯だ朝廷は職掌ある人に限り、學校は貴賤老少を分たず學を講ずる所にて候へば、學校は朝廷の出會所と申す心にて是れ則ち學政一致なる所以にてこれ有り候。（『遺稿篇』五頁）

右のように、小楠の學政一致の理念は、學校の政治的役割を重視するという点では左内と同じであるといえるが、小楠が學校を身分や年齢を問わず自由な討論を行う場所であると捉えている點は、小

楠に特色的な見方である。そして、學校における自由な討論が政治上の政策形成の母體となるという小楠の主張は、藩主の權威と藩權力を基盤とする左内の方針とは大きく異なっているといえよう。この点から、小楠の學政一致の理念が左内の學校論の中に引き継がれているとはいえないのではないかと考えられる。

（二）文武一途について

嘉永六年（一八五三）正月、横井小楠は、福井藩の村田氏壽宛に「文武一途の説」を送り、文武のあり方についての持論を展開している。

まず小楠は、成湯・伊尹・文武・周公ら古の聖賢の時代は、文武が一體として行われていたが、後世になると「文武兩端に分れ、眞儒君子と稱せらるる人も武事に疎く、『撥亂反正』の大事を成すこと能はず、去れば、四海波立ちぬる時は干戈を執り、三軍を指揮し、天下の亂を鎮むるは、別に其の人ありて、英雄豪傑のなす業」（『遺稿篇』、八頁）となつてしまつたと述べている。

この小楠の見解は、本來、爲政者は、文武一體として政治を司る立場にあつたが、いつの間にか、武の機能が分離してしまい、軍事は武人の專權事項となつてしまつたと指摘したものである。また小楠は、天保八年（一八三七）頃に「擇將帥論」を著して、次のように述べている。

將を擇ぶと相を擇ぶは同じからず。相は天下の仰ぎて以て德澤の望む所にして、其の才羣を出でずといへども、公正無私にし

て物情を鎮定する量有れば、則ち可なり。將は則ち然らず。必ずしも徳量雅望ならず。(擇將與擇相不同。相者天下之所仰望徳澤、雖其才不出羣、而公正無私有鎮定物情之量、則可矣。將則不然。不必徳量雅望。)(『遺稿篇』、六七一頁)

ここで小楠は、「相」すなわち大臣には徳望が求められ、「將」すなわち將軍には必ずしもそれは必要ないと見ている。「文武一途の説」の中で小楠は、「武の一途を以て人の道と心得、治にも亂にも是を以て國を治めんと慾するは、其の弊更に甚しく、云ふ可からざるの禍を生ずる事必定なり」(『遺稿篇』、八頁)として、福井藩の政治が、「武の一途」に偏ることを戒めている。

小楠は、嘉永六年(一八五三)五月三日付けで岡田準介(福井藩家老稻葉正博の家臣、藩儒吉田東篁の弟)に宛てた書翰の中でも、次のように述べている。

近來は西洋の變動、其の沙汰紛々とこれ有り、定めて夏中には浦賀へ参り申すべく候。去れば彌益天下の勢、武でなければならぬと、士氣を興すと一偏の所に参り申すべく候。成程士氣を興し武備嚴重にならねば決して相成り申さず候へ得共、此一偏に根本定まり候へば、甚だ以て恐敷き事に御座候。(中略)唯武事を起し候はば大い成る相違にて御座候。聖賢豪傑心術事業一致以参り、治にも亂にも常にも變にも一偏ならざる脩業尤も以此の學の心得と存じ奉り候。(『遺稿篇』、一九一頁)

當時の福井藩は、外患に對する危機意識をばねに、武備の充實と戦時體制の確立を急いでいた。特に、安政期に入ってから、橋本

左内により、藩士とその子弟に對して明道館に詰めることが義務化されるなど、文武教育の強制が全藩的に實施されたことは前述のとおりである。上記の書翰を見ると、小楠が外患の侵入を理由として、もし、國の政治が武に偏るならば、それは將來、恐ろしい弊害を生じることになるであろうと早くから警告を發していた。小楠は、武斷政治によらず徳治による文民優位の政治體制を理想としていたと考えられる。

(三) 小楠の洋学觀について

小楠は、はじめ水戸藩の藤田東湖の水戸学の影響を受け、強硬な攘夷主義を標榜していた。ペリー來航後の嘉永六年(一八五三)八月、東湖に宛てた書翰の中で、「此時に於て列藩總て老公様(徳川齊昭)の尊意を奉じ、(中略)江戸を必死の戦場と定め、夷賊を盡粉に致し、我が神州之正氣を天地の間に明らかに示さずんばあるべからず」(『遺稿篇』、二〇四―二〇五頁)と述べていた。しかし、元田永孚は、西洋知識に對する當時の小楠の態度について、次のように回想している。

我が藩(熊本藩)の外交に乏しくて天下の時勢に暗きを覺悟し、主として外交を汎くして見聞を達し、藩弊を救はんと慾す。是より先、外國の事を云ふ者なし。獨り横井先生、眼を外國に注ぎ、鎖國論の文を著はしてより屢々論及する所あり。是に至りて、人漸く目を醒まし、海防の策を議し兵制の論起る。曩に荻子、肥筑より長州に赴き、横井先生、京・大和・尾張に周遊せ

り。横井先生、主として槍劍隊を廢して悉く洋銃を用い雜兵を罷めて一人一銃悉く精兵となし、戦法も西洋法を效ふべしと論じたり。其の卓見、時俗の驚く所なりし。又頻りに牛痘の最良にして種痘の法を用いて天然痘の難を豫防すべしと論じ、余、素より之を信じて嫡子龜之丞に初めて種痘の法を施して全癒せり（一九）。

この元田の回想に「横井先生、京・大和・尾張に周遊せり」とあることから、小楠が諸国遊歴の旅から熊本に帰着した嘉永四年（一八五二）の八月二十一日以降の回想である。元田の記述から、小楠が西洋に対して排外主義的な態度を取っておらず、むしろ西洋兵制や種痘法に関心を持ち、その摂取と普及を積極的に図ろうとしていたことがうかがえる。また、「鎖國論の文を著はしてより」とあるのは、小楠が天保十年（一八三九）の江戸遊学中に著した「讀鎖國論」を指している。

「讀鎖國論」は、小楠がケンペル著『鎖國論』の読後感を記したものであるが、その中で小楠は「天の賦する所、既に地を殊にすれば、則ち治法も亦た殊にせざるを得ず。是れ檢夫爾ケンペルの論する所にして、各々以て斯の民を安んずる所の道に非ざらんや。（天之所賦既殊地、則治法亦不得殊。是檢夫爾之所論、而各非所以安斯民之道哉。）」（『遺稿篇』、六九三頁）と述べ、西洋と日本との間には別々の道が存在することを認めている。

さらに小楠は、嘉永六年十月頃、幕府外國奉行川路聖謨（一八〇一—一八六一）に宛てた論策「夷虜應接大意」の中で、日本が取る

べき外交方針を論じて「有道の國は通信を許し、無道の國は拒絕するの二つなり。有道無道を分たず一切拒絕するは天地公共の實理に暗くして、遂に信義を萬國に失ふに至るもの必然の理なり」（『遺稿篇』、十一頁）と述べており、有道・無道における「道」を日本一國だけの特殊な概念ではなく、萬國に通用する普遍的な「道」が存在すると主張している。

この普遍的な「道」の存在に對する小楠の主張は、彼が清の魏源（一七九四—一八五六）が編集した『海國圖志』を讀んだことを契機に、攘夷主義から積極的な開國主義へと転換してからは、より一層明確なものとなったと考えられる。

小楠は、西洋諸国の政治・産業・教育・医療などの諸制度を「政体一に民情に本づき（中略）殆ど三代の治教に符合する」（『遺稿篇』、四〇頁）と高く評価する一方、幕府政治の現状に對しては「徳川御一家の便利私營にして絶えて天下を安んじ庶民を子とするの政あるなし」（同上、三九頁）と述べて、批判を強めていった。やがて幕府の政事総裁職に就いた松平春嶽の政治顧問として、文久の幕政改革に参畫し、幕府の私政から「公共の政」への轉換を圖る政治活動に奔走した。

橋本左内の洋學觀には、松平定信や徳川齋昭が西洋知識を危険視する一方で、他方では、自らの利益のためにそれを独占しようとした見解と共通性があり、先進的な洋學知識を封建體制を維持するための有効な技術と見ていたのであるが、小楠の西洋觀の特色は、西洋社會の諸制度を支える思想の中に、東西を超えた普遍的な価値を

見出し、自らの儒教的經世思想を深化させていった點にある。これは、思想的には仁義・忠孝という傳統的な價値に重きを置き、西洋からは技術的知識のみ吸収するという姿勢を堅持した橋本左内の西洋觀とは大きく異なるものといえよう。

おわりに

ここでは、橋本左内が春嶽の命により江戸に去った後、安政五年（二八五八）四月、福井入りした横井小楠による明道館改革の取り組みの概要を述べて、本稿のまとめに代えたい。

小楠は、熊本に在る下津休也・荻角兵衛・元田永孚に宛てた書翰の中で、福井入りしてから小楠が見た明道館の現状について「必竟是迄が水府の餘毒にて、例の文武節儉の押し懸けに大いに人心を失ひ候ふところ、當路の面々實は致し方これ無き折柄にて、拙議も異議無く行はれ候ふものに御座候。扱も水毒は恐敷き事と存じ奉り候」（『遺稿篇』、二六二頁）と述べている。水戸學の影響を受けた左内による強權的な改革路線がすでに藩内の人心を失いつつあったことがうかがえる。

小楠の提案により、安政五年十月二十九日、明道館では、從來三百石以下の當主及び子弟を含む十五歳以上の家中に課されていた明道館への出席強制が解除された^{三七}。これは水戸藩流の文武教育が中止されたことを意味する。

また同年十一月十一日には、「明道館重立ち候ふ儀并びに習讀所

の儀は訓導師、素讀所の儀は蒙養師、御家老宅又は會讀の節、御家老中へ直ちに申上げ、廉立ち候ふ儀は、評定所へ罷り出べき旨、御治定相成り候ふ事^{三八}とされた。これについて高木不二は「明道館各擔當者は、御用掛りを通さず、直接家老または評定所に上申を行えるよう規則を改正した^{三九}と解説している。これにより明道館の運営において藩の權力的支配が緩和され、教官の自主性が回復されることとなった。

（たうみ しゅうほ・言語文學専攻）

注

- 一 山口宗之『改定増補幕末政治思想史研究』ペリかん社、一九八二年、二三頁。
- 二 高木不二『横井小楠と松平春嶽』、吉川弘文館、二〇〇五年、三二頁。
- 三 松平春嶽「眞雪草紙」（『松平春嶽全集』、一九四一年、三五頁）。
- 四 「送渡邊子剛歸越後序」（山口宗之『全集未收橋本左内關係史料研究』、一九六四年、一二七―一二八頁）。
- 五 文部省蔵版『日本教育史資料（二）』、一一頁。
- 六 同上、十四頁。
- 七 同上、十五頁。
- 八 同上。
- 九 『越前松平家家譜 慶永3』（『福井県文書館資料叢書』六、二〇一二年、一三九頁）。
- 十 前掲『日本教育史資料（二）』、十五頁。
- 十一 中根雪江『昨夢紀事』卷三、日本史籍協會、一九二〇年、三七四―三

七五頁。

十二 前掲『越前松平家譜 慶永3』、一三五頁。

十三 松平定信『宇下人言・修行録』、岩波書店、一九四二年、一七七頁。

十四 『水戸藩史料別記上』卷三、一三三―一三四頁。

十五 天保七年（一八三六）に渡邊華山（一七九三―一八四一）が挿繪を描き、高野長英（一八〇四―一八五〇）が本文を述べた『救荒二物考』という書物がある。この書物は、救荒用の作物として、蕎麥と馬鈴薯の二種を擧げて、その栽培・貯藏・製粉・醸酒等の方法を平易に解説したものである。長英は執筆の動機を次のように述べている。

（飢饉の）災害營々に農民のみに非ず。誠に天下の大災なり。（中略）是に於て荒村寒郷に及んでは、或は樹皮を削り、或は泥土を淘して食となすに至る。其れ此を以て一旦の飢を濟ふと雖も其の常食に非ざるが故に、爾後一二月若くは三四月にして病んで斃るる者亦少しとせず。凶荒の後に疾病多きは此に因るなり。餘常に之を以て患となす。

『救荒二物考』は、天保四年（一八三三）から同七年にかけて、北關東から東北地方一帯を襲った「天保の飢饉」に苦しむ民衆のために書かれたものである。このように洋學の知識を封建專制のためではなく、民衆の生活に役立てようとする洋學者の努力があったことは注目してよいだろう。

十六 元田永孚「還曆之記」、元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷、元田文書研究會、一九六九年。

十七 細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料』卷二、一九三七年、十一頁。

十八 松平定信「婆心録」（『樂翁公遺書』下卷所収、明治二六年、八尾書店、十六頁）

十九 前掲『還曆之記』、三三三頁。

二十 前掲『日本教育史資料』（二）』、二五頁。

二十一 同上、二六頁。

三 前掲『横井小楠と松平春嶽』、六一頁。

